

## 第4章 高齢者福祉施策の展開





# 1 基本目標 1 生き生きと暮らせる まちづくり

## (1) 生きがいづくりと積極的な社会活動

### ① 社会参加・ボランティア活動の促進

#### 【施策内容・取組】

高齢者自身による自主的なグループ活動や生涯学習活動は、いきいき、はつらつとした生活に大いに寄与するものです。地域での支え合いの輪づくりとして、高齢者の経験や知識の共有が進むような環境づくりのため、地域のサロン等での自主的な活動を支援しています。

町内各地域に39の高齢者サロンが開設され、それぞれの規模で多様な活動に取り組んでおり、定期的に顔を合わせ、情報交換及び交流を図ることで閉じこもりや孤立予防の取組を実施しています。現在では、サロンのメンバーを母体に高齢者支援のボランティア活動への取組や料理教室、歌声喫茶、体操教室など特徴ある活動に積極的に取り組むサロンも増えています。

#### 【課題・方向性】

高齢化が一層進むことが予想される中、『支えられる人』の立場から『支える人』(地域の担い手)に回る意識改革が求められています。重層的支援体制整備事業の研修事業等を活用し、ボランティアに対する意識を高め、意識改革を推進する取組や人材育成を行っていきます。

また、高齢者の社会参加における就労的活動について、高齢者個人の特性や希望にあった活動のコーディネートを行い、地域づくり活動の中心的な役割も担う就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置について本計画中に検討していきます。

### ② 高齢者クラブ活動

#### 【施策内容・取組】

高齢者クラブは、自主的な地域住民組織で、高齢者の社会参加の中心母体であり、クラブの活動促進を図ることにより高齢者の孤独感を解消し、生きがいを高めるとともに、社会の中で高齢者の役割を明らかにしていくことを目的として活動しています。

子どもたちへの伝統文化の継承活動、各地区の清掃、子どもの通学の安全を支援する見守り隊への参加など、地域・社会に対する貢献度も高く、このように生きがいを持って生活することは、介護予防としての効果も大きく、介護給付費の削減に寄与しています。

グラウンドゴルフやパタンクなどのスポーツ活動、町のまつり等での文化作品の発表、竹細工や郷土芸能などを通しての生涯学習活動など、年間を通して様々なジャンルの取組を行っています。

#### 【課題・方向性】

会員の高齢化や高齢者の社会活動の多様化、ライフスタイルの変化などから、クラブ会員数は減少傾向にあります。また、会員減少の大きな理由の一つにクラブの解散があり、解散によって退会する会員を出さないために、クラブの解散防止のため相談機能の強化を行います。

介護予防や生きがいづくりにおける同クラブの効果について介護支援専門員等への情報提供を行っていきます。

高齢者クラブ会員数 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
会員数	人	998	925	902	910	915	920

### ③ シルバー人材センター

#### 【施策内容・取組】

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により70歳までの就業機会の確保が努力義務となり、誰がいくつになっても活躍できる社会の実現が求められているところです。シルバー人材センターでは、高齢者の能力の活用と雇用の確保、就業を通じた生きがいづくりを目指し、事業を実施しています。地域の日常生活に密着した就業機会の確保により、高齢者の「居場所」と「出番」をつくり社会参加を促進しています。

#### 【課題・方向性】

企業の雇用延長など就業年齢の緩和等により、年々減少する会員数に歯止めをかけることが課題です。今後も、会員の就業機会の開拓と拡大を行うため、継続して普及・啓発事業を推進し、併せて、安全・適正就業及び技術・知識の向上を図ります。

また、会員募集については、介護予防や生きがいづくりにおける同センターの効果について継続して広報等による啓発活動を行っていきます。

シルバー人材センター会員数 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
会員数	人	172	159	160	172	172	172

### ④ 総合福祉センター元気の杜の活用(主管課:福祉課)

#### 【施策内容・取組】

子育て支援センター、障がい者基幹相談支援センター、高齢者のデイサービスセンターなど、赤ちゃんからお年寄りまで多世代にわたる町民のみなさんに、幅広く利用していただく施設です。管理運営を行っている社会福祉協議会の事務局が置かれているため、高齢者の介護に関する事業や困り事の相談事業なども実施しています。

ボランティアグループの活動の拠点でもあり本町の福祉の中核的機関として機能しています。

また、災害時における町の福祉避難所に指定されており宿泊を伴う避難にも対応しています。

社会福祉協議会職員の機動力と専門性を活かした取組で施設をより有効かつ適正に運営していきます。

#### 【課題・方向性】

これまでの活動状況を踏まえ、今後、当該施設が担っていくべき機能や役割についての精査を行い、町民のニーズや安全・安心に寄与するための重点施策を適正に執行できるような施設整備の検討を行っていきます。

## ⑤ みまたんえき・くいまーるの活用(主管課:総務課)

### 【施策内容・取組】

#### ◆くいまーる

町の地域コミュニティバス(愛称:くいまーる)は、町内における交通弱者の移動手段としての役割を担っています。また、運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に対し、くいまーるの回数券12回分を10冊交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図っています。補助対象者は、①運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内であり、自主返納の日において満70歳以上の人 ②町税等を滞納していない人です。

### 【課題・方向性】

くいまーるの運用について引き続き検討を重ね、より町民のニーズに沿った運用を行っていきます。

くいまーる年間利用者数 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
① 生活支援	人	10,091	9,639	10,000	10,500	11,500	12,500
② 通学支援	人	6,850	6,216	6,500	6,500	6,500	6,500

免許返納者回数券交付者数 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
交付実績	人	45	32	40	45	45	45

## ⑥ 交通弱者への支援(買い物サロン・買い物ツアー・移動スーパー)

### 【施策内容・取組】

運転免許証返納などで移動手段に困り、買い物に困っている高齢者を対象に、町内の総合衣料品店や有料老人ホームの協力のもと無料の送迎型買い物サロン(買い物ツアー)を行っています。買い物や送迎などの生活支援だけでなく、住民同士の交流を通し、地域活動参加の促進や孤立・閉じこもり防止にもなっています。

令和4年度からは、移動スーパー「とくし丸」による週に1回決まったコースを巡回し、自宅まで訪問するサービスが始まり、約90名の方が利用しています。買い物だけにとどまらず、スタッフが玄関先まで出向き会話することで高齢者及び地域の見守り隊としての役割も果たしています。

### 【課題・方向性】

買い物サロン(買い物ツアー)については、利用者増加に伴う送迎車の不足や開催地区ごとにそれぞれ月1回の開催であるため、開催頻度の増加の希望の声が出ています。高齢化により今後ますます増加すると見込まれる運転免許証の返納者に対し、参加しやすい環境づくりに努めていきます。

⑦ 高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)(主管課:総務課)

【施策内容・取組】

高齢運転者の交通事故防止対策のため、65歳以上の高齢運転者が所有する自動車に、ペダル踏み間違い等による急発進等を抑制する機能を有する安全運転支援装置を設置する場合の費用の一部を助成する事業です。安全運転支援装置の設置前に申請を行うことで、設置費用の一部を助成します。

【課題・方向性】

高齢運転者による交通事故が全国的に多発している状況の中、高齢運転者のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故を減らすためには必要な事業であり、申請者数を増やすために、回覧広報による事業の広報のほか、自治公民館や高齢者関連施設などに協力を求め、事業の周知拡大を図ります。

高齢者安全運転支援事業 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
支援件数	人	4	4	8	8	8	8

## (2)介護予防の推進

### ① 一般介護予防事業

#### 【施策内容・取組】

高齢者が要介護状態とならないよう、また要介護状態の重度化防止や維持ができ、元気で活動的な生活を続けることができるよう、健康づくりや介護予防の取組を実施しています。

地域包括支援センターを中心に、介護予防教室の実施や介護予防の重要性の啓発や介護予防(体操)を目的とした住民主体の通いの場の運営支援を行っています。

令和4年度から、みまたフィットネス教室『ぴしゃトレ』を毎週木曜(祝日除く。)を実施しています。多職種連携により運営しており、フレイル予防や改善に効果が表れてきています。

#### 【課題・方向性】

介護予防教室などに参加していない閉じこもり高齢者の実態把握を行い、介護予防教室への参加勧奨や必要な支援に繋げる方法を検討していく必要があります。

また、自動車を運転しない方への移動支援を含め、多くの方が参加できるような環境整備を整えていく必要があります。本計画期間中において継続して検討していきます。

また、重層的支援体制整備事業のメニューである住民主体の介護予防(体操)のリーダーを養成するための研修等を活用し、住民主体の通いの場の立ち上げ支援を継続して行います。

介護予防教室年間参加者数 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値		目標値	
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護予防教室 延べ参加者数	人	1,654	2,381	2,500	2,600	2,700	2,800

みんなでピシャっつ。  
ワンツワンツ！

みまたフィットネス教室

毎週 木 曜日(祝日を除く)  
1部 9:30-10:30  
2部 10:45-11:45

場 所 三股町武道体育館(三股町五本松13番地4)  
対 象 者 三股町内に在住の方  
準 備 物 飲み物、タオル、室内用靴、運動しやすい服装

参加費 無料

みまたフィットネス教室

毎週 木 曜日(祝日を除く)  
1部 9:30-10:30  
2部 10:45-11:45

みまたフィットネス教室「ぴしゃトレ」では、リハビリテーションの専門家の指導のもと、ストレッチや筋力トレーニングなどの様々な運動を通して健康づくりを行っています。

健康を保つには運動だけでなく、食事の管理やお口のケアも大切。ぴしゃトレでは各分野の専門家が皆さんの健康づくりをサポートを総合的にお手伝いしていきます。

運動に対し苦手意識のある方や、ご自身の体力に不安がある方、身体に痛みのある方でも大丈夫。専門家が皆さんのお悩みに応じ、個別にメニューをお伝えします。

お申込みお問い合わせ ☎52-1246  
(三股町社会福祉協議会)

見学や飛び入りでの参加、一部だけの参加でもOK! お気軽にお問合せください。

みんなでピシャっつ! 皆様のご参加をお待ちしております。

## ② 地域リハビリテーション活動支援事業

### 【施策内容・取組】

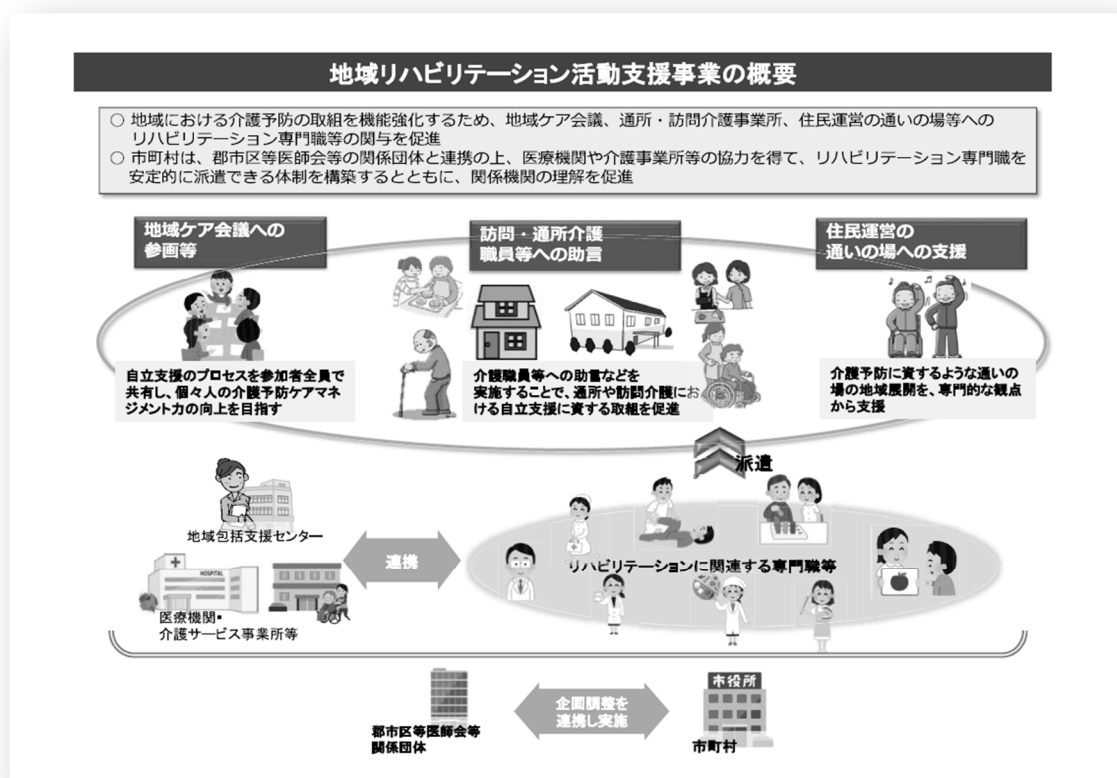
地域における介護予防の取組の機能強化や高齢者の自立支援に資する取組を推進するために、通所サービス事業所、介護予防教室、住民主体の通いの場、地域ケア会議等にリハビリ専門職を派遣し、介護予防の取組の機能強化やケアマネジメント支援を実施しています。

### 【課題・方向性】

専門職派遣体制整備と派遣後の連携が課題となっています。今後も、多くの専門職の関与を推進し、事業の継続実施に努めます。

地域介護予防活動支援事業年間参加者数 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
開催箇所数と実参加者数	箇所/人	20/315	21/460	21/680	22/700	24/720	26/740



出典：厚生労働省

## ③ 保健事業と介護予防の一体化

### 【施策内容・取組】

医療、介護、保健のデータを一体的に分析し、高齢者一人ひとりを必要なサービスに結びつけていくとともに、社会参加への取組として、通いの場を活用した健康相談や健康教室等、高齢者の保健事業と介護予防を町民保健課と協働で進めていきます。



## 2 基本目標 2 支え合って暮らせる まちづくり

### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となる令和7(2025)年を目途に、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。第9期計画期間には、上記の目途としていた令和7(2025)年を迎えることとなり、また、令和22(2040)年には本町の後期高齢者は、町の人口の19.8%まで増加する予測であることから、引き続き、地域と関係機関との連携体制の充実、意識の醸成、取組の周知、地域ケア会議の開催や協議体の活用などを推進する支援体制を確実に実行し、ますます重要になる地域包括ケアシステムの機能の拡充を図ります。

#### ● 地域包括ケアシステムの概要

地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域(具体的には中学校区)を単位として想定しています。



## ① 地域包括支援センターの機能強化

### 【施策内容・取組】

高齢者が安心して生活できるように、高齢者のあらゆる相談に対応する総合相談窓口です。高齢化の進行に伴って相談件数が年々増加傾向にあり、その内容も複雑、多様化しています。地域包括支援センター業務である実態把握、総合相談支援、地域におけるネットワーク形成、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防支援などの各事業を実施しています。

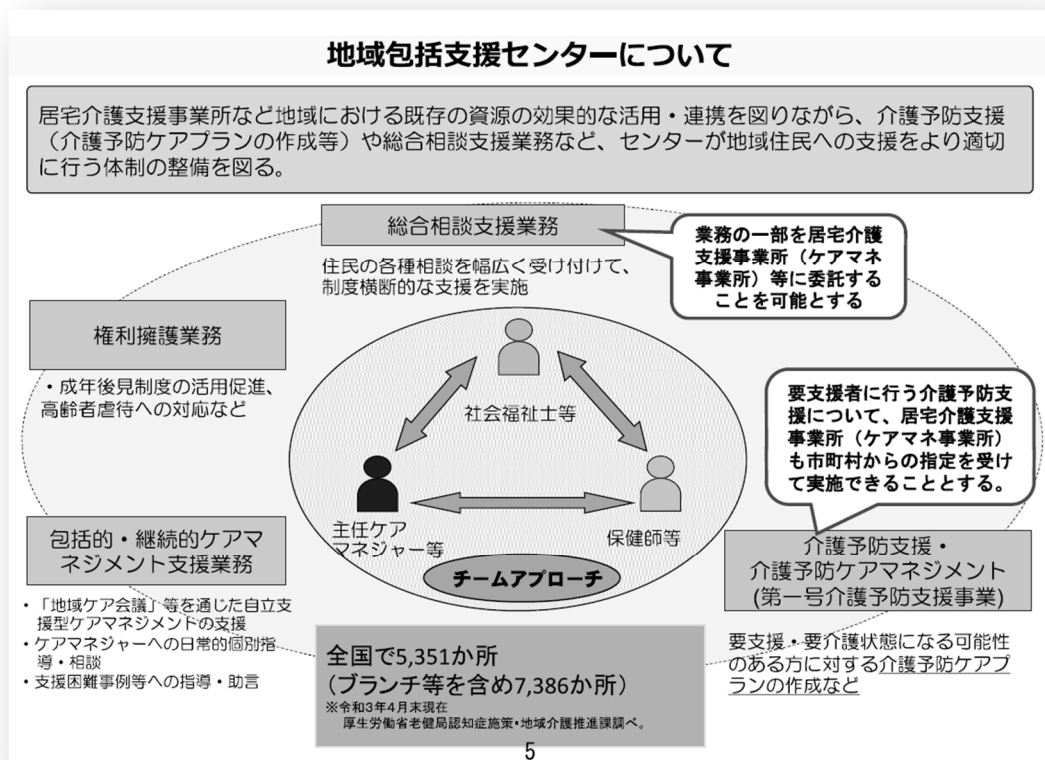
### 【課題・方向性】

令和5年改正法により、介護予防支援の指定対象が居宅介護支援事業所に拡大し、総合相談支援業務の一部を居宅介護支援事業所等に委託できることとなりました。しかしながら認知症やひとり暮らし高齢者など支援が必要な高齢者が増えていく中、地域包括ケアシステムの深化・構築に地域包括支援センターの果たす役割は不可欠で業務量は増加の一途です。

地域包括支援センターの現状と課題を把握し、職員の資質の向上や業務量に応じた人員の確保などの機能強化を図ります。また、様々な分野の関係機関や施策、地域との連携の中心的な役割を担うための体制強化を図ります。

総合相談支援件数 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
総合延べ件数	件	1,131	1,509	2,000	2,200	2,400	2,600



出典：厚生労働省

## ② 地域ケア会議の充実

### 【施策内容・取組】

地域包括ケアシステムの深化、推進のために、地域ケア会議は有効なツールです。自立支援型地域ケア会議では、アセスメントを通して、多職種協働で高齢者の自立を妨げている生活課題や身体課題などを適切に抽出し、自立支援に向けたケアマネジメントの支援を行っています。

また、困難事例を検討する地域ケア会議と自立支援型地域ケア会議を通して、高齢者の地域課題を抽出し生活支援コーディネーターと社会資源の開発を行っています。

### 【課題・方向性】

多職種協働によるケアマネジメント支援を継続し、地域のネットワーク構築に繋げるなど、地域ケア会議を実行性あるものとして定着・普及させ、地域課題の把握や地域づくり、資源開発を行い、政策形成に繋げていきます。

地域ケア会議の充実 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
① 地域ケア会議開催数	回	4	2	1	3	3	3
② 個別ケース検討事例数	事例	8	4	4	6	8	8

## (2)生活を支援するサービスの充実

### ① 生活支援サービスの充実と体制整備

#### 【施策内容・取組】

高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるように、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置し、町民のニーズや抱えている課題を把握し、多様な社会資源の開発を行っています。また、社会資源カタログを作成し、町民や関係機関への周知を行っています。さらに、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えてきており、日常生活動作(ADL)や、身の回りの生活行為(IADL)への支援の需要が高まっていることから、社会福祉法人やボランティア団体等などとの連携を図りながら、高齢者の生活を継続的に支援していくための事業主体の育成・支援及びその協働体制の構築を行っています。

#### 【課題・方向性】

社会資源を開発し人材を育成していく作業と、現在求められている利用者ニーズに随時応えていくマッチングの作業は、高齢者の支援施策の両輪であり、どちらも継続性が担保されなければなりません。第9期計画では、前計画において、第1・2層に1名ずつ配置された生活支援コーディネーターを活用し、さらなる生活支援体制を強化いたします。

さらに、地域包括支援センター、ボランティア、生活支援コーディネーターが各地域に直接出向き、地域における支え合い活動の目的や意義についての意見交換をきめ細かく行っていくことで地域力を高め、本町にあった生活支援体制を構築していきます。

### ② 軽度生活援助事業

#### 【施策内容・取組】

在宅で身体の虚弱な高齢者に対し、軽度生活援助員を派遣し、食事の支度や洗濯等軽易な日常生活上の援助を行う事業です。

社会福祉協議会に委託し実施しており、利用者が住み慣れた地域でその人らしく生活していける仕組みを作るため、生活支援コーディネーターの協力のもと、住民主体の軽度生活援助を展開しています。住民主体で実行できない地域は、生活支援員に障がい者の就労継続支援B型利用者・施設職員を派遣し、家事援助のサービス提供をしています。

#### 【課題・方向性】

今後は、総合事業の緩和した基準によるサービスへの移行を検討するとともに、住民主体による生活支援の仕組みをつくります。住民主体で軽度生活援助を実施することへの理解と既存のサービスから軽度生活援助への移行が課題です。

担い手不足が大きな課題となっていますが、今後も高齢者の様々なニーズに対応できるよう、地域の社会資源と連携した生活支援を展開していきます。

軽度生活援助事業 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
支援員派遣数	人	36	27	29	30	33	35

### ③ 配食サービス

#### 【施策内容・取組】

調理が困難な一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などに、栄養のバランスの取れた食事を提供するとともに、見守りや安否確認を行い、在宅生活の継続を推進しています。原則、弁当を利用者に手渡しすることとしているため、高齢者の状態把握をすることができ、これまで多くの緊急対応につなげています。

#### 【課題・方向性】

高齢化の進行及び単身世帯の高齢者の増加に伴い、配食サービスの利用は年々増加しています。低栄養状態や疾病などにより、食事制限のある高齢者に対応するメニューや平日昼食以外のサービス提供についてのニーズ把握などを行っていきます。また、バランスの取れた食事の提供のみでなく、必要に応じ、栄養士による食生活アドバイスをできる体制づくりについて検討していきます。

配食サービス事業 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
延べ利用件数	件	5,364	5,453	6,637	6,500	6,700	7,000

### ④ 寝具類洗濯乾燥消毒サービス

#### 【施策内容・取組】

一人暮らし高齢者や高齢者世帯の方を対象に、寝具類の衛生管理のため無料で寝具類の洗濯乾燥消毒を行う事業です。毎年度回覧広報で周知し、利用希望者の申込の受付を行い、社会福祉協議会へ事業委託して実施しています。

#### 【課題・方向性】

清潔で健康的な生活を支援していくためには重要な事業であり、民生委員・児童委員やケアマネジャー及び地域のボランティア等に協力を求め、事業の広報を行い必要とする高齢者に利用してもらえよう事業継続を図ります。

寝具類洗濯乾燥消毒サービス 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用件数	件	42	31	49	55	57	59

## ⑤ 特定高齢者等住宅改修

### 【施策内容・取組】

町の特定高齢者と認められた人が手すりの取り付けなどの改修を行う場合に、その費用の一部を助成する事業です。改修工事については、町内に住所があり、町の登録を受けた施工事業所が行います。

介護認定申請相談時に住宅改修のみサービスを希望される方には、積極的に同事業を案内し、転倒予防、動作の容易性の確保、行動範囲の拡大を図り、対象者の重症化予防や自立支援につなげることで、ご家族の介護負担軽減や介護給付費の抑制に寄与しています。

前期計画では令和3年度から令和5年度の目標値を40件としていましたが、すべての年度において目標値を超える件数となりました。

### 【課題・方向性】

積極的な案内や地域包括支援センター職員の理解のもと、同事業が浸透してきており、利用件数が伸びてきています。必要な方に速やかにサービスを提供できるよう体制を整えています。

特定高齢者等住宅改修事業 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用件数	件	50	54	55	50	50	50

## ⑥ 特定高齢者等福祉用具給付事業(令和3年度開始)

### 【施策内容・取組】

チェックリストにより特定高齢者と認められた人が、町に登録のある事業所において福祉用具を購入する場合に、その費用の一部を助成する事業です。購入対象福祉用具については、腰掛便座、入浴補助用具、歩行器、歩行補助つえ、立ち上がり補助具です。住民のニーズを踏まえ、令和5年度より立ち上がり補助具を購入対象用具に追加しました。

介護認定申請時に、福祉用具のみのサービス希望をされる方には、積極的に同事業を案内し、転倒予防、動作の容易性の確保、行動範囲の拡大を図り、対象者の重要化予防や自立支援につなげることで、ご家族の介護負担軽減や介護給付費の抑制に寄与しています。

### 【課題・方向性】

積極的な案内や地域包括支援センター職員の理解のもと、同事業が浸透してきており、利用件数が伸びてきています。必要な方に速やかにサービスを提供できるよう体制を整えています。

特定高齢者等福祉用具給付事業 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用件数	件	24	35	40	40	40	40

## ⑦ 訪問型サービス

### 【施策内容・取組】

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスは、基本チェックリスト該当者と要支援1・2を対象に、自宅などを訪問し、身体介護や生活支援を行うサービスです。

本町では、従前型の介護予防訪問介護(総合事業訪問介護)のみのサービスです。

### 【課題・方向性】

介護人材の確保が課題です。要支援者等については、掃除や買い物などの生活行為(IADL)の一部が難しくなっていますが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為(ADL)は自立している方が多くみられます。このような要支援者等の状態を踏まえると、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが必要です。

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進していき、また、自立支援を目指した訪問型サービスの提供と充実を図っていきます。

## ⑧ 通所型サービス

### 【施策内容・取組】

総合事業の通所型サービスは、基本チェックリスト該当者と要支援1・2を対象に、介護予防を目的として、デイサービスセンターで、入浴や食事、機能訓練やレクリエーション等を日帰りで利用するサービスです。本町では、従前型の介護予防通所介護(総合事業通所介護)、緩和した基準によるサービス(みまたんデイサービス・いきがいデイサービス)の提供をしています。

### 【課題・方向性】

サービス提供事業所が自立支援・重症化防止に向けたサービス提供の考え方を理解・共有してもらうことが課題です。多様な生活支援のニーズに対応したサービスの類型化や地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。

### 【本町独自の施策】

いきがいデイサービス事業については、町民の多様なニーズに応えるべく、柔軟な対応ができるよう体制整備を進めていきます。具体的には、要介護認定を受けている方であっても、町(地域包括支援センター)が受け入れ可能と判断した方であれば、一定の利用条件を満たせば利用が可能とすることで、現在の要支援の利用者が要介護に更新されても条件を満たせばそのまま利用できます。

## ⑨ 高齢者補聴器購入補助金交付事業(令和4年度開始)

### 【施策内容・取組】

令和4年度より、町の単独事業として、聴力機能の低下により友人や家族等とコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部の助成を行っています。コミュニケーションを確保するとともに、聴力低下による閉じこもりを防ぐことで、高齢者の認知症及びフレイル(虚弱状態)予防を図ります。

### 【課題・方向性】

加齢による難聴は、進行が緩やかなため自覚のない高齢者もいます。広報誌や町ホームページでの周知を継続し、高齢者が自身で難聴の確認ができるチェックリスト等を作成配布し、難聴に気づく機会の提供を行います。

また、他自治体の情報を収集し、実情に即した内容となるように検討を行い、今後も事業の最適化に努めます。高齢者の適切な制度利用につながるよう障害・福祉サービスとの連携も行います

高齢者補聴器購入補助金交付数 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値	見込値	目標値		
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
交付数	人	17	40	33	33	33



### (3)認知症施策の推進

認知症基本法を踏まえ、認知症の本人とその家族の視点にたった「共生」と「予防」の認知症施策を推進します。

#### ① 認知症地域支援推進員の活動促進

##### 【施策内容・取組】

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療・介護及び生活支援を行う様々なサービスが連携したネットワークを形成し、認知症の人たちにとって効果的な支援を行うことが重要です。そのため、市町村において認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担うのが認知症地域支援推進員です。町内の認知症疾患医療センターと随時情報共有をしながら、いざという時に互いに協力ができる体制を構築しています。

認知症施策としては、認知症当事者やその家族の意見の収集に努め、社会福祉協議会などの専門機関の協力のもと、地域の実態に応じた施策を推進していきます。

##### 【課題・方向性】

今後も認知症の容態に応じた適時・適切な医療や介護等の提供ができるよう、認知症地域支援推進員が中心となった地域資源と専門機関との連携、認知症事業の企画・調整を図っていきます。

#### ② 認知症高齢者見守り事業および認知症サポーターの養成・活動促進

##### 【施策内容・取組】

認知症サポーター養成事業とは、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりをするために、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する人々を養成する事業です。

本町では、認知症高齢者等でひとり歩きがある高齢者の事前対策として、親族や関係機関とのネットワークを作成し、緊急時の対応も行っています。地域での見守りや認知症の理解を深めるための普及啓発等への協力、認知症サポーター養成講座開催時の協力を依頼しています。

##### 【課題・方向性】

地域住民に、地域でお互いに支えあうことの必要性を理解してもらうことが課題となっており、認知症サポーターリーダーの活動の場を増やし、事業の継続実施に努めます。

今後、町内企業及び小学校・中学校などの教育機関でも広く認知症サポーター養成講座を行い、登録育成に取り組んでいきます。

認知症サポーター登録数 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
認知症サポーター登録数	人	198	224	300	320	330	340

### ③ 認知症ケアパスの普及

#### 【施策内容・取組】

認知症ケアパスとは、「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」のことです。地域で培われてきた認知症の人を支える取組を地域住民と協議しながら整理し、体系的に分かりやすく示していく必要があります。

本町では、認知症ケアパスを令和元年度に作成し、医療や介護保険の法定サービスにとどまらず、民間サービスや地域住民によるボランティア、相談窓口などを示しています。前期計画中に令和5年度の更新にむけて調査等を行い、認知症の方及び家族の方に寄り添う『認知症ケアパス』の情報の新鮮さを保つよう努めています。

また、認知症ケアパスの普及・啓発について、町内の医療・介護施設、都城・三股圏域のオレンジドクターのいる病院での配布だけでなく、図書館や健康管理センター、子育て支援センターなど、介護者・現役世代への普及啓発も実施しています。

#### 【課題・方向性】

幅広い世代への普及啓発や認知症の相談窓口の周知が課題となっており、利用者の反響や関係機関からの指摘事項を取り入れ、内容や普及啓発方法を精査し、よりわかりやすい発信に努めます。

### ④ 認知症ケア普及啓発(認知症カフェ等の活用推進)

#### 【施策内容・取組】

認知症は誰もがなりうるものであり、認知症になっても住み慣れた地域で1日でも長く日常生活を過ごせる社会を目指していくことが必要です。認知症の人やその家族がいつでも気軽に相談を行ったり、気持ちを聞いてもらえたりするような場所(認知症カフェ等)の提供、見守りや声掛けをしながらその人達に寄り添い支援をする伴走型の支援体制の構築を行っていきます。認知症サポーターやボランティアの研修会を開催し、支え手の対応力向上も行っていきます。

#### 【課題・方向性】

介護予防日常生活圏域ニーズ調査において、認知症に関する窓口を知っているかの質問に 要介護認定を受けていない高齢者の約7割が知らないと回答しています。前期計画時の同調査においても、同じ割合の高齢者が知らないと回答しており、相談窓口の周知が大きな課題となっています。

第9期計画においても継続して、社会福祉協議会や医療・介護の専門職と連携し、相談窓口の周知や認知症高齢者やその家族の支援する仕組みづくり等課題解決に向けた取組の強化に努めます。

## (4)権利擁護の推進

### ① 高齢者虐待の早期発見・早期対応

#### 【施策内容・取組】

#### ◆関係機関等とのネットワークの構築

警察、医療機関、社会福祉協議会、介護事業所、民生委員等のネットワーク機能の強化を進めていきます。さらに、関係者で構成するコアメンバー会議を随時開催し、情報の共有を図り、早期発見・早期対応に努めます。

また、認知症罹患者に係る虐待案件においては、町内の専門医療機関の医師や相談員ときめ細かな連携を図りながら、困難事例への適正な対応につなげていきます。

#### 【課題・方向性】

#### ◆複雑化する虐待形態への長期的かつ専門的な関わりの必要性

認知症対応への戸惑いや介護疲れ、そして生活困窮など様々な要因が複合して虐待に至っているケースが多く、短期間で解決へ導くことは難しいです。また、虐待事案では、その当事者はもとより、親戚縁者に係る極めて個人的な情報を正確に、かつ人権に配慮しながら取り扱わなければなりません。

こうした業務の特性から、虐待対応については、行政機関が主体的に関わっていくことが求められています。『行政機関に専門的な知識を有する人材を配置すること。そして、業務の継続性を担保するため人材育成に務めること。』これら人的配置に係る問題は、人事異動を伴う行政機関にとって、この上なく大きなものとなっています。将来を見据えた、適正な人的配置及び人的循環を求めていきます。

### ② 成年後見制度の利用促進

#### 【施策内容・取組】

#### ◆成年後見制度の周知及び推進

年々増加傾向にある認知症高齢者を法律的に保護・支援する手立てとして、国が推進している成年後見制度の利用促進を積極的に実施していきます。

例えば、低所得高齢者への成年後見制度利用の申立費用や後見人への報酬費等の助成、司法書士等の専門職との連絡調整など成年後見制度を利用する際に必要となる支援を行っていきます。

#### 【課題・方向性】

#### ◆中核機関の効果的な設置

前期計画期間中に、地域包括支援センターに中核機関としての機能を置き、地域連携ネットワーク会議の開催や成年後見制度の利用に係る相談業務を担っていくこととなりました。しかしながら、成年後見制度の利用は、障がい者にも及ぶものであることから、中核機関のより効果的な設置・運営について、障がい者部門との協議を進めていきます。

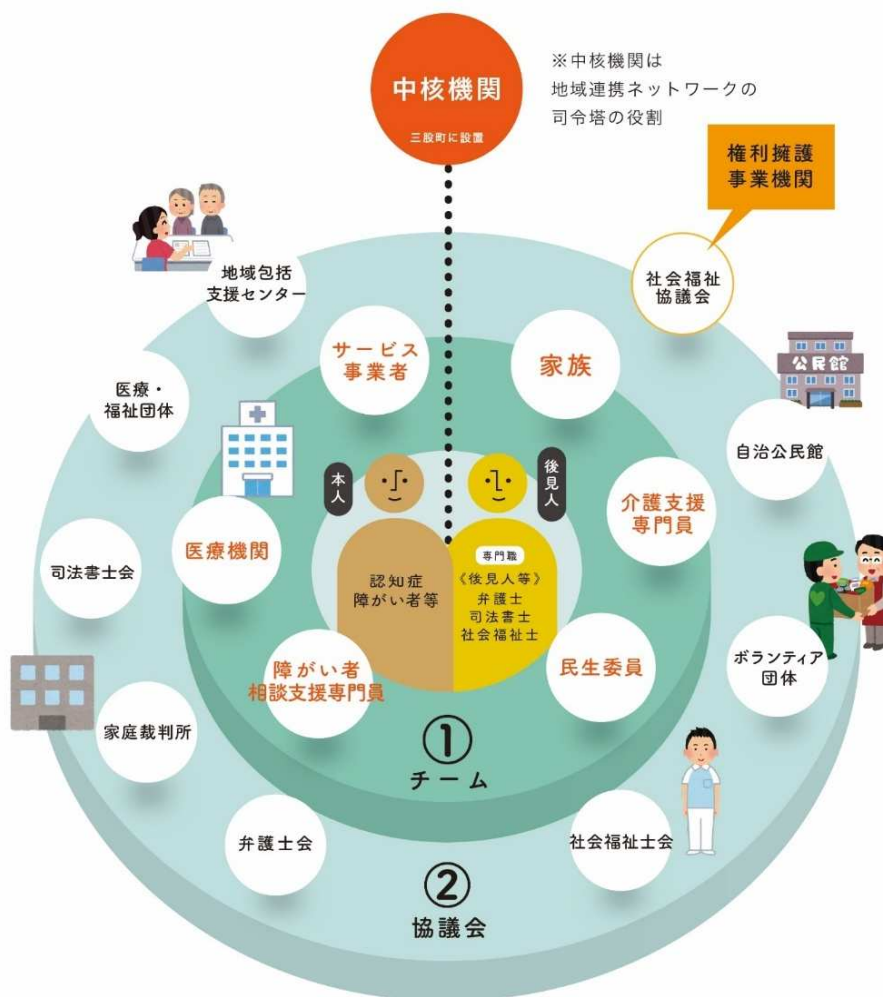
## ◆法人後見制度と日常生活自立支援事業

現在、社会福祉協議会では、金銭管理が困難な高齢者や障がい者を支援する日常生活自立支援事業を実施しています。今後は、この日常生活自立支援事業の利用者が成年後見制度の利用者となる可能性が極めて高くなると推察されます。

社会福祉協議会が、こうした事業の実施主体であることや公共性・公益性の高い地域福祉に資する事業を実施している法人であることなどから、本町においても法人後見の担い手として、令和4年7月に社会福祉協議会内に法人後見センターを設立しました。

成年後見制度については、今後、認知症高齢者が増加し、加えて障がい者の利用も見込まれることから、施策を推進するほどに利用者が増えていくことが予想されます。法人が後見を受け持つことで、利用者数の増加に対応することが可能となり、継続性や透明性も担保されることとなります。

### 権利擁護支援の「三股町地域連携ネットワーク」の構築



### 三股町地域連携ネットワーク



①  
チーム

認知症の方の家族や身近な関係者の方々と後見人が1つのチームとなって認知症の方を見守り支援します。

②  
協議会

法律や福祉の専門職とその他の関係機関が連携して、それぞれの立場から認知症の方への効果的な支援の方法や困りごと等への対応について協議する。

### 3 基本目標3 安心して暮らせる まちづくり

#### (1)医療介護の連携

##### ○ 在宅医療・介護連携の推進

###### 【施策内容・取組】

全ての高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、医療・介護の両面から切れ目ないケアを提供できる体制整備のため、三股町・都城市で在宅医療・介護連携推進事業を都城市北諸県郡医師会に委託して実施しています。

医療・介護連携を推進するため、町民及び専門職対象の研修会開催や医療機関・介護従事者の相談窓口として在宅医療・介護連携相談支援センターの配置、都城市・三股町オリジナルエンディングノート『想いを紡ぎ 心を繋ぐノート』を作成しています。

前期計画中には、「もしものときのためにあなたの思いを伝えてみませんか。『人生会議』を始めよう。」という漫画冊子の制作によるエンディングノートのさらなる啓発、平成30年に作成した「都城北諸県医療圏安心入退院ルール」の啓発のための動画を作成しました。

###### 【課題・方向性】

医療と介護はそれぞれ制度が異なることから、多職種間の相互理解や情報共有が十分にできていないことが課題です。継続して研修会開催等や町民の理解を深めるための普及啓発を行っていきます。また医療と介護の連携を目的にICT活用の検討を行っていきます。

もしものときのために  
あなたの思いを 伝えてみませんか？  
『人生会議』を始めよう

命の危険が迫った状態になると、約70%の方が、医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることが、できなくなると言われています。  
自らが望む医療やケアを受けるために、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組を『人生会議』と呼びます。(厚生労働省リーフレット)

『都城ぼんちでやろうよ 人生会議』  
幅広い世代の方に、日頃から「人生会議」に触れて頂くために漫画で表現しました。  
『人生会議』のきっかけづくりにしましょう  
『人生会議』の進め方の参考にしましょう

『想いを紡ぎ 心を繋ぐノート』  
どこで、どのような医療やケアを受けたいのかあなたの希望を記すことができます。  
『人生会議』で話し合う内容の参考にしましょう  
『人生会議』で話し合ったことを、エンディングノートに書き留めましょう

ホームページ「在宅ぼんちネット」  
URL: <https://zaitaku-bonchi.net>  
QRコードをご利用ください。

お問い合わせ先  
都城市介護保険課 ☎ 0986-23-2685  
三股町高齢者支援課 ☎ 0986-52-8634  
都城市・三股町在宅医療・介護連携推進協議会  
在宅医療・介護連携相談支援センター ☎ 090-4980-7830



## (2)住まいの選択

### ○ 養護老人ホーム

#### 【施策内容・取組】

養護老人ホームは、経済的に生活が困窮し、ひとりで生活することが困難な高齢者を支援する施設です。一人暮らしの高齢者の増加や景気の悪化の影響を受けて今後、対象となる高齢者は増えていくことが予想されます。養護老人ホームは、地域包括支援センターや医療機関、福祉事務所等と連携しながら対象者への支援を行います。

また、昨今では、虐待からの避難者、急な入院等で一時的に介護者が不在になった方、生活習慣の乱れから衰弱し自立困難となった方、退院後の一人暮らしに心身の不安を抱える方等を一時的に救済し支援を行う養護老人ホームの短期宿泊事業の需要が高まっています。

#### 【課題・方向性】

本町の養護老人ホームは、個人契約型の介護サービスを利用できることで、介護度の高い入所者が増えてきています。さらに、障がい者加算の対象者となるケアの必要な高齢者も多数おられます。養護老人ホーム基準の人的配置では、職員一人に係る負担は大きくなってきています。身体の状態にあった施設への変更も随時検討していく必要があります。

また、身元引受人のいない方については、医療機関が求める同意や死亡後の諸手続き等について困難な状況が発生しているため、入所前の調査を徹底し、身元引受人が見つからない方に関しては入所後も引き続き調査を続けます。

入所者に対し施設内での生活についてのアンケートを実施し、満足度の著しく低い項目に関しては、町と施設とで改善の方策について協議を行い、入所者の快適な生活の確保に努めます。

### (3)安心・安全対策

#### ① 緊急通報システム貸与事業

##### 【施策内容・取組】

高齢者福祉サービス事業のひとつで、日常生活に不安のある一人暮らしや高齢者のみの世帯等に対し、緊急通報システムを貸与することにより、緊急事態の発生時に迅速かつ適切に対応するとともに、受信センターの看護師などの専門職が安否確認や各種相談に応じる事業です。

##### 【課題・方向性】

事業の普及啓発を推進し、継続して実施していきます。また家族や親族が近くに居住していないケースや、安否確認をする協力員がいないケースもあり、地域の見守り体制や関係機関と十分な連携を図っていきます。

緊急通報システム貸与事業 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用件数	件	29	28	21	30	33	35

#### ② 高齢者の見守り活動

##### 【施策内容・取組】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、県及び県社会福祉協議会では、平成26年2月に民間事業者及び関係機関と連携して「みやざき地域見守り応援隊」を結成し、孤立死や虐待の恐れのある方等の早期発見、見守り活動を推進しています。

町内においても令和5年2月に日本郵便株式会社との包括連携に関する協定を締結し、子どもや高齢者等の見守り等の連携を図っています。

また、配食サービスによる見守りや緊急通報システム貸与による見守りが行われています。

##### 【課題・方向性】

今後ますます高齢者人口の増加が見込まれることから、一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加も予想され、孤立死の懸念も高まります。このため、事業の普及啓発を推進し、継続するとともに、より多くの見守りの目を増やす取組やICTを活用した見守りシステムを検討していきます。

## (4)災害時避難支援

### ① 避難行動要支援者名簿作成

#### 【施策内容・取組】

災害発生時等において、自ら避難することが困難な高齢者の円滑かつ迅速な避難を支援するため、避難行動要支援者名簿を作成しています。

65歳以上の一人暮らし世帯、75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に災害時要配慮者調査を実施し、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の支援及び安否確認に備えています。

#### 【課題・方向性】

避難行動要支援者名簿を災害時等に機能させるためには、データの更新・見直し作業が適宜行なわれ、常に正確で新しい情報が整えられていることが重要です。更新作業を主な業務として取り組む人材を配置するなど、避難行動要支援者台帳の整備の強化について検討していきます。

### ② 在宅の認知症高齢者の避難支援

#### 【施策内容・取組】

在宅の認知症高齢者については、様々な方法でその把握に努めていますが、災害発生時等において支援を要する在宅の認知症高齢者が、“どのくらいの人数がいて、どのようなサービスを必要とされているか”については、まだ具体的な調査が進んでいないところです。今計画期間中において、認知症の方の実態把握を進めていく中で、併せて災害時の避難支援の要否や求めるサービス等についての調査を行っていきます。

#### 【課題・方向性】

本町においても在宅の認知症高齢者の一人暮らし世帯があります。認知症高齢者の方については、避難所への移送方法等より、避難所での対応に難しいところがあります。避難所に専門職の職員を配置するなどの対応が必要です。

在宅の認知症高齢者を避難所で支援していくためには、日頃からその方たちと直接関わる機会を持つておくことも重要です。福祉避難所に指定されている総合福祉センター等を活用し認知症の方を対象としたサロンなどを定期的を開催し、専門職員や災害時に福祉避難所の担当となる町や社会福祉協議会の職員などが集まって交流する取組などを実践していきます。



### (1)介護サービスの質の向上

#### ① 介護サービス事業者等の指定・指導監査の実施

##### 【施策内容・取組】

本町では、必要なときに必要なサービスが適正に提供できるように下記内容で事業所の指定・指導に取り組んでいます。

##### ◆指導監督業務の資質向上

厚生労働省等が実施する介護保険指導監督等の研修に積極的に参加し、指導監督業務の資質向上を目指します。また、運営指導に関する研修にも参加し研鑽に努めていきます。

##### ◆集団指導の実施

介護サービス事業所の適正な運営とサービスの質の確保に向け、集団指導を実施し、町とそれぞれの事業所との共通理解を図ります。居宅介護支援事業及び地域密着型サービス共に年1回集団指導を行っています。介護報酬の改定等基本情報の周知とともにグループワークを取り入れ、事業所間の情報提供の場を設けるなど、より効果的な指導に努めていきます。

##### ◆効率的な運営指導の実施

介護サービス事業者等に対する指導については、適正な介護給付対象サービスの取扱いや介護報酬の請求等に関する事項についての周知を徹底することを目的に、6年に1回(指定期間内に1回)を目安に運営指導を行います。実施にあたっては、「介護保険施設等運営指導マニュアル」を活用し、事業所の事務負担軽減に努め、適性に行います。

##### ◆不正事案等における厳正な対応

重大な指定基準違反や介護報酬の請求に関する不正・不当がある場合等には、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとる必要があることから監査を実施します。

##### ◆継続的な指導の実施

指導の効果を高めるためには、適正な指導が継続的に実施されることが重要です。令和2年度から導入した介護台帳システム等を活用し、運営指導の履歴や事業所の情報を適正に管理し、指導業務の継続性が担保されるよう努めていきます。

##### 【課題・方向性】

介護サービス事業所の指定については、国が示す基準に基づき審査資料を精査し、さらに運営協議会等に意見を求めるなどして、その適格性を判断します。指定した事業所については、指定後も継続的に指導を行い事業所の適正な運営を支援します。

また、老人福祉法に基づく指導もあわせ、国や県との連携や情報の共有を図りながら、利用者の自立支援と尊厳の保持という理念を踏まえ、適正なサービス提供の確保に取り組めます。

運営(実地)指導 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
運営指導件数	件	2	3	3	6	6	6

② 高齢者福祉・介護保険運営協議会における計画の進捗管理

【施策内容・取組】

本計画の進行状況を管理するために、高齢者保健福祉事業・介護保険事業の各事業について、毎年の進捗状況を把握・整理し、PDCAサイクルを活用し、計画の点検・評価を行います。

【課題・方向性】

次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるため、課題の抽出や優先順位などの検討を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

③ 介護保険事故報告の実施

【施策内容・取組】

介護サービス事業所においてサービス提供中の事故発生時に、事故報告書の提出をしていただいています。提出いただいた事故報告書をもとに町内で発生した介護サービスにおける事故を集計し、年度ごとにまとめた文書を事業所へ発送及びホームページへの掲載により周知することで事故再発防止の啓発を実施しています。

【課題・方向性】

令和5年度は事故再発防止に向けた資料を作成し、町内全介護サービス事業所に文書を発送することで事故再発防止に向けた取組を行いました。

第9期計画においては事故防止に向けた研修会を実施し、介護サービスにおける事故防止を図ります。

## (2) 家族介護支援事業等の充実

世帯が抱える課題が多様化する中、高齢者が住み慣れた地域で安心した暮らしを続けていくためには、介護を必要とする高齢者のみならず、家族介護者も含めて社会全体で支えていくことが必要です。このため、自治体における家族介護者を支えていくための必要な取組を推進しています。

### ① 敬老祝い金

#### 【施策内容・取組】

高齢者に対し敬老祝い金を給付することにより、長寿を祝福するとともに、敬老の意を表し、福祉の増進を図ります。令和5年度は、88歳に10,000円を、100歳に20,000円、最高齢者に30,000円を支給しています。

また、88歳の方には、米寿のお祝いとして町から写真の贈呈を行っています。町内の写真館で写真を撮影し、希望者には町長等が訪問して贈呈を行っています。

#### 【課題・方向性】

見直しの効果を注視しながら、改善が必要な点があれば随時見直しを検討していきます。

### ② 寝たきり老人等介護手当

#### 【施策内容・取組】

在宅で要介護度4・5の高齢者を月に20日以上介護している家族に対し、月額15,000円の介護手当を支給し、経済的負担の軽減を図り、家族のやすらぎと福祉の向上を目指します。

#### 【課題・方向性】

介護保険制度が開始される前の高齢者の介護は、居宅での家族の献身的な自助努力において行われており、こうした方々を経済的に支援していくのがこの制度の趣旨でした。そのため、介護保険制度が整っている現在では、当該制度の見直しについての意見もありますが、施設サービスへの移行抑制効果も期待されていることから、当面は、介護用品支給事業とともに在宅介護を支援する事業として継続して実施していきます。

寝たきり老人等介護手当支給事業 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
支給延べ人数	件	24	35	40	40	40	40

### ③ 介護用品支給事業

#### 【施策内容・取組】

要介護度4・5及び非課税世帯で、施設等介護の利用が月に15日未満の高齢者を在宅で介護している家族に対して、月額6,000円(年額72,000円)分のクーポン券を支給し、経済的負担を継続的に支援します。介護者が毎月窓口に来る負担を軽減するため、希望者には郵送にてクーポン支給の対応をしています。

#### 【課題・方向性】

この事業は、厚生労働省が推進する地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」の中で実施している事業ですが、事業の廃止や縮小に向けた見直しを検討する必要があるとされています。しかしながら、施設サービスへの移行抑制効果も期待されていることから、当面は、在宅介護を支援する事業としてねたきり老人等介護手当とともに、継続して実施していきます。

第9期計画策定に向けて高齢者福祉・介護保険運営協議会にて支給品目の見直しについての検討を行い、過去3年間で実績のなかった11品目の削減を行いました。第9期計画より支給品目は、41品目から30品目に変更となっています。

介護用品支給事業 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R3 年度
支給延べ人数	人	234	188	158	180	180	180

### ④ 家族介護慰労金支給事業

#### 【施策内容・取組】

要介護度4・5で、年に通算7日以内の短期入所以外は介護給付を受けていない高齢者を介護している非課税世帯の家族に対して、家族介護慰労金を支給し、その労を称えます。

#### 【課題・方向性】

近年、支給実績はありません。当該事業の対象者は、居宅介護の理想的なモデルケースである場合と介護保険制度から全く放置されているケースである場合の両方が考えられ、それらの観点からも申請に基づく支給事業ではありますが、広報等により周知を徹底し、積極的に該当者の把握に努めていきます。

## ⑤ 住宅改修支援事業

### 【施策内容・取組】

住宅改修に関する相談助言・情報提供をしています。住宅改修費の支給の申請に係る必要な書類及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費の助成を行い、住宅改修事業の適切な利用を支援しています。住宅改修の必要性について、ケアマネジャーを含め、その他のサービスに関わる担当者会議を開催し決定しています。

### 【課題・方向性】

住宅改修の取扱は、利用者個々の住宅の状況や生活動作等によってもその必要性や改修の方法が異なってきます。随時対応を吟味し、適正に事業を実施します。

住宅改修支援事業 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
支給延べ件数	件	2	1	2	2	2	2

## ⑥ 多職種連携による介護をする家族への支援(令和5年度開始)

### 【施策内容・取組】

在宅で介護をしている家族や要介護者の悩みを町の保健師や町社会福祉協議会の作業療法士、言語聴覚士等多職種による訪問指導を実施することで、介護における悩みの軽減及び介護負担軽減を図ります。初回訪問及びその後の継続訪問を実施することで、要介護者とその家族が在宅での生活を継続できることにつなげます。

### 【課題・方向性】

在宅で介護をする家族が、介護負担軽減につながる知識の習得や指導内容を実践することにより、要介護認定を受けている高齢者とその家族がサービスを利用しながら在宅での生活を継続できるよう支援を実施します。

多職種による介護をする家族への支援 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
① 対象者数	人	—	—	3	3	3	3
② 訪問回数	件	—	—	6	6	6	6

## 在宅で介護をされている ご家族への支援を実施します

今後も、在宅での生活を続けられるように、町の保健師が作業療法士、言語聴覚士と訪問し腰痛悪化を防ぐための介護技術や食事における口腔体操などをお伝えします。

今後も在宅での生活を続けるために  
相談してみませんか？

(相談無料)

作業療法士による介護技術の伝授



介護者の声  
「立ち上がる時に  
軽くなった」

言語聴覚士による口腔体操の様子



保健師による腰痛体操や健康に関する情報提供

### ～相談内容の例～

食事の形態や栄養に関すること、介護による腰痛、  
介護技術に関すること、家での体操、口腔体操等  
健康や介護に関する悩みごとや気になっていること

※内容に応じて専門職と一緒に訪問させていただきます。

～些細なことでもまずはご連絡ください～

三股町役場 高齢者支援課 介護高齢者係 (庁舎1階7番窓口)

電話：0986-52-9062 (直通)

### (3)介護サービスの安定的な提供

#### ① 介護給付費用適正化事業

「保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、給付適正化主要5事業の再編(給付適正化3事業に再編)、実施内容の充実を図る。」という国の指針に基づき、事業を進めていきます。

#### 【5事業の再編】

- ・現行の給付適正化主要5事業のうち、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」を外して任意事業に位置づける。
- ・「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」は、実施の効率化を図るため、事業の性質的に親和性が高い「ケアプラン点検」に統合する。

#### 【施策内容・取組】

介護(予防)給付について、真に必要な介護サービスが適正に実施されているか、また、不要なサービスが提供されていないか等について検証します。本事業は、利用者への適切なサービスを提供するための環境の整備であり、また、介護給付費の適正な執行を図る事業でもあります。令和元年度から会計年度任用職員2名配置し、次の取組を実施しています。

#### ◆要介護認定の適正化

認定調査に関する研修として、保健所主催の介護認定調査員研修会(現任研修)を毎年受講し、介護認定審査会業務を委託している都城市の認定調査員の研修会にも積極的に参加しています。研修会では、グループワークの場が設けられており、日頃の疑問点を解消する貴重な意見交換の場となっています。

また、厚労省のeーランニングシステムを活用することで、認定調査員の知識を深めるとともに一人ひとりの理解度や各自治体における弱点や解釈の傾向等を知ることができ、認定調査の適正化・平準化に向けた改善につながっています。

今後も適切かつ公平な要介護認定の確保を図るために、調査内容の点検や定期的に勉強会を行い、直営の4名体制を維持し、調査業務の質の向上を図っていきます。

#### ◆住宅改修等の点検

対象者の状況に合った適正な改修が行われるか、着工前申請時に全ての申請書等を細かく点検しています。令和2年度からは、福祉住環境コーディネーターの資格をもつ職員が審査を行っています。書面では十分に確認ができない場合は、担当ケアマネジャーに確認を取り、特殊な場合は、都市整備課の建築技師とも連携を図りながら適正な判断を行っています。また、訪問調査等を行い、改修内容が対象者の状態に適したものであるかの点検も行っています。

#### ◆福祉用具購入・貸与の点検(令和5年度開始)

対象者の状態像に適した福祉用具の選定がなされているかを確認するため、ケアプラン等の点検や対象者宅への訪問調査を行います。特に軽度の対象者に対しては、ケアプラン、サービス担当者会議での検討内容、主治医の意見等を点検し、適切な選定がなされているか確認していきます。

#### ◆医療情報との突合・縦覧点検

国保連合会から毎月送信されてくる適正化システムの帳票データをチェックし、適正に給付が行われているかを確認しています。結果請求の誤りの場合は、過誤処理等により適正な給付が行われるよう実施しています。

#### ◆ケアプランの点検

介護支援専門員が作成する介護サービス計画について、ケアマネジメントプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なものになっているかを、介護支援専門員と一緒に検証確認をしていきます。また、県介護支援専門員協会に委託し、専門的分野からケアプランをチェックしてもらうなど、効率的なケアプラン点検が可能となる体制や実施方法について引き続き検討していきます。

#### 【課題・方向性】

継続して、公平な給付水準の確立、介護保険料の負担の軽減、重度化防止・自立支援に向けた適正なケアプランの作成を目標として、「宮崎県版ケアプラン点検支援マニュアル」をもとに居宅介護支援専門員・各事業者等と互いに検証・確認し、共に高め合っていきます。

また、住宅改修の現地確認、福祉用具の対象者宅への訪問調査等の実施及び各関係事業所への介護保険制度の理解を深めるための再研修などを行い、過不足のないサービスの提供に向けた取組を行っていきます。

介護給付費用適正化事業 実績値及び目標値

区 分	指標	実績値		見込値	目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
●要介護認定の適正化、研修	回	1	1	1	1	1	1
●介護給付費通知	回/年	2	2	2	-	-	-
●住宅改修等の点検	件	74	57	58	65	65	65
●福祉用具購入・貸与の点検	件	0	0	2	5	5	5
●縦覧点検	回/年	12	12	12	12	12	12
●ケアプランの点検	件	0	1	6	8	8	8

## ② 介護人材の確保

#### 【施策内容・取組】

介護に係る職員の人材の不足、介護職員の高年齢化は、町においても深刻な状況です。国においても確保に向けた取組がなされていますが、高齢化率は今後も上昇が予測され、介護需要がさらに拡大することが予想されます。



### 【課題・方向性】

介護人材不足については、継続して、介護サービス事業者と連携し人材確保の推進を図っていく必要があります。特に、全国的なヘルパーの減少及び高齢化が本町にも影響を及ぼしており、特に町の中心部から遠距離に位置する長田地区の利用者への訪問介護を行うヘルパーの減少が深刻な問題となっています。町独自の施策の検討が必要であり、第9期計画における大きな課題です。訪問介護事業者の減少についても、国・県に更なる処遇改善の働きかけを行うなど広域での取り組みを行っていく必要があります。

宮崎県介護人材確保対策市町村支援事業を活用し、介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業及び介護支援専門員等法定研修支援事業の導入を検討していきます。また、介護支援専門員の資格取得に関しての助成について、県の事業へのメニューの追加の働きかけや町独自での助成について検討していきます。

ICT・介護ロボット導入に関する事業所への情報提供、総合事業の担い手の育成など本計画期間中も引き続き行っていきます。

また、町への提出文書の様式の見直し、手続きの簡素化等及び電子申請・届出システムの利用開始に向けての準備を進めており、今後も引き続き介護事業所の負担軽減を図っていきます。

## ③ 介護相談員派遣事業

### 【施策内容・取組】

町に登録された介護相談員が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用している人やその家族が感じている日常の疑問や困りごとなど、施設職員に直接言いにくいことを伺い、第三者的視点で利用者、介護サービス提供事業者及び町との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組です。

### 【課題・方向性】

介護相談員として登録するためには「一定水準以上の研修を受けた者であって、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有する者」という認定基準があり、人材養成が大きな課題となります。本計画期間においても、継続して検討していきます。

## ④ 事業所の整備

### 【施策内容・取組】

施設サービスについては、都城・北諸地区を一つの圏域としてそのサービス量に一定の規制が設けてあり、当該圏域内における施設整備の必要性等について都城市と協議を行いながら進めています。第9期計画では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護について整備を行う予定としています。

### 【課題・方向性】

この圏域内においては、居宅に位置づけられている住宅型の有料老人ホームの整備が他の地域より進んでいることでこれまで介護施設の整備を見送ってきましたが、利用者が地域で安心して過ごすことができるよう上記の介護サービスの整備を行う計画としました。しかしながら、介護人材不足が懸念されることから、計画期間中にも慎重に協議し整備を行っていきます。

## ⑤ 適切な情報提供と制度の周知

### 【施策内容・取組】

窓口での説明、ホームページ及び認知症ケアパスなどのパンフレットの活用により介護保険に関する情報提供を行い、町民への周知・理解を図り、要介護状態になっても安心して暮らせるよう、また、介護離職者ゼロにつながるよう介護者にも適切な情報提供を行っていきます。

毎月送付している65歳到達者へのパンフレットを随時見直し、介護保険料についても理解を図っていきます。

「介護サービス情報公表システム」については、現在、介護認定の結果を送付する際、説明及びURLを記載した文書を同封しています。同システムを活用し、利用者が介護サービス事業者を適切に選択することができるよう引き続き情報の提供に努めていきます。

### 【課題・方向性】

地域密着型サービス事業所については、運営推進会議にて介護保険について家族や地域の方に情報を提供することができています。今後は、その他の介護施設、サービス事業所などへの情報提供、制度の周知を図る体制整備について検討を行っていきます。

## ⑥ 災害・感染症対策に係る体制整備

### 【施策内容・取組】

介護事業所、町担当課及び関係機関と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施します。

### 【課題・方向性】

世界的に感染が広がった新型コロナウイルス感染症は、ワクチン等の開発が進んだことで、以前に比べ状況が改善しました。令和5年5月に、5類感染症に移行したことで、旅行に出かけたりする人も増えるなど、コロナ禍前の生活へと戻りつつあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではありません。また、高齢者は様々な感染症で重症化しやすいと言われていたことから、感染症対策を行うことが引き続き重要です。

### 【専門職員の人材確保】

今回の新型コロナウイルス感染症への対応の有り様から、改めて医療従事者等の専門職員の不足が明らかにされました。私たちは、このことを深刻な課題として受け止め人材の確保に力を注いでいく必要があります。

町には、健康づくりにおける訪問指導や高齢者の実態把握、災害時の避難行動要支援者台帳の整備など、看護師や保健師等の訪問調査が必要な業務が多々あります。こうした業務は、日頃から継続的、計画的に進めていくべき作業です。訪問指導は、病気の早期発見、重篤化防止に効果を発揮し医療費の削減につながります。また、避難行動要支援者台帳は、防災の立場から適宜更新し、整備しておくことで緊急時にその役割を果たすものです。このように町として有用な業務の進展と有資格者の人材確保の両立を狙ったやり方も本計画中においても継続して検討していきます。

